

静岡文化芸術大学学則

第1章 総 則

第1節 目 的

(目 的)

第1条 本学は、教育基本法及び学校教育法に則り、地域社会及び他の大学、研究機関等との自由かつ緊密な交流及び連携のもとに、人・もの・社会のより良いあり方や、豊かさ・美しさを付与する文化・芸術を探究し、人間味溢れる質の高い文化の創造を提案・発信するための教育研究を行うことにより、学術文化の振興に資するとともに、創造的な知性と豊かな人間性を備えた人材を育成し、もって地域の産業及び社会の発展に寄与することを目的とする。

また、社会の課題に積極的に対応するため、地域・国際・世代が教育研究の場で幅広く融合する開かれた大学として、我が国の更なる発展に貢献することとする。

第2節 自己点検・自己改革

(自己点検・自己改革)

第2条 本学は、教育研究水準の向上を図るとともに、前条の目的及び社会的使命を達成するため、本学の教育研究活動等の状況について、自ら点検・評価し、自ら改革を行うものとする。

2 本学に、前項の点検・評価及び改革を行うため、静岡文化芸術大学自己点検・評価委員会を置くとともに、広く学外の有識者から意見を求める。

3 点検・評価に関し必要な事項は、別に定める。

第3節 組 織

(学部、学科及び学生定員)

第3条 本学に、文化政策学部及びデザイン学部を置く。

2 前項の学部には置く学科及び学生(研究生、科目等履修生、特別聴講生等を除く。)の定員は、次のとおりとする。

文化政策学部	国際文化学科	入学定員 100 人	収容定員 400 人
	文化政策学科	入学定員 55 人	収容定員 220 人
	芸術文化学科	入学定員 55 人	収容定員 220 人
デザイン学部	デザイン学科	入学定員 110 人	収容定員 440 人

(人材養成等教育研究上の目的)

第3条の2 本学各学部における人材養成等の教育研究上の目的は、次のとおりとする。

(1) 文化政策学部

文化政策に関する体系的な学びを通して、人間や文化の多様性を理解し、社会の発展に寄与できる

創造的な思考力を身につけ、現代社会が直面するさまざまな課題に取り組むことができる人材を養成する。

ア 国際文化学科

文化の多様性と価値に関する見識を備え、他者との対話を通じてグローバル社会の課題に多角的に取り組むことができる人材を養成する。

イ 文化政策学科

社会科学の知見や情報探索、社会調査等の手法を活用して現代社会の課題を考察し、その解決のための公共政策・経営戦略を立案、実行、評価できる人材を養成する。

ウ 芸術文化学科

芸術やアートマネジメントに関する理論的かつ実践的な知識を身につけ、芸術文化を振興し、地域を活性化する等、創造性をもって社会に貢献できる人材を養成する。

エ 文明観光学コース

文化政策学部の3学科共通のカリキュラムとして、文明史の観点から観光を捉え、持続しうる観光産業と多様な芸術・文化を融合できる人材を養成する。

(2) デザイン学部

デザイン学科

時代とともに変化する人や社会の価値観、文化の多様性を視野に入れ、さまざまな人の立場から考えるデザインを基本に、快適に暮らせる社会及び環境を多様な分野から提案し、地域・国際社会の発展や文化の向上に貢献できる人材を育成する。

(文化・芸術研究センター)

第4条 本学に、文化芸術に関する教育研究及び地域・国際・世代が幅広く融合する交流並びに連携を行う附置研究施設として文化・芸術研究センターを置く。

(図書館・情報センター)

第5条 本学に、教育研究上必要な情報及び資料の収集並びに提供並びに情報処理に関する教育研究を行う附属施設として図書館・情報センターを置く。

(国際交流センター)

第5条の2 本学の国際交流活動の推進や多文化理解を深めるための事業を支援する施設として、国際交流センターを置く。

(地域連携センター)

第5条の3 本学における文化やデザインにかかわる大学の知見を活かした産業振興や地域づくりを行う施設として、地域連携センターを置く。

(事務局)

第6条 本学に、大学の総務、経営、教務、学生の厚生補導等に関する事務を処理するため、事務局を置く。

第4節 職員組織

（職 員）

第7条 本学に、学長、教授、准教授、講師、助教、助手、事務職員その他必要な職員を置く。

2 前項に定めるもののほか、必要に応じ、副学長を置くことができる。

（部局長等）

第8条 本学に、学長のほか、副学長、学部長、文化・芸術研究センター長、図書館・情報センター長、事務局長、教務部長、学生部長及びキャリアセンター長等を置く。

（名誉教授）

第9条 本学に学長又は教授として多年勤務した者であつて、教育上又は学術上特に功績のあつたものに対し、名誉教授の称号を授与することができる。

2 名誉教授の称号の授与に関し必要な事項は、別に定める。

（客員教授等）

第10条 常勤の教員以外の者で適当と認める者に対しては、客員教授等を置くことができる。

2 客員教授等に関し必要な事項は、別に定める。

第5節 教育研究審議会、教授会及び委員会等

（教育研究審議会）

第11条 本学の教育研究に関する重要事項については、公立大学法人静岡文化芸術大学定款第21条に規定する教育研究審議会において審議する。

（教授会）

第12条 学部に、それぞれの学部教育に関する事項を審議するため、教授会を置く。

2 教授会は、それぞれの学部の教授、准教授、専任の講師及び助教をもって組織する。

3 教授会に関し必要な事項は、別に定める。

（委員会）

第13条 本学に、広報委員会その他の委員会を置くことができる。

2 委員会に関し必要な事項は、別に定める。

第2章 学部通則

第1節 学年、学期及び休業日

（学 年）

第14条 学年は、4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

(学 期)

第 15 条 学年を前期と後期に分け、前期は 4 月 1 日から 9 月 30 日まで、後期は 10 月 1 日から翌年 3 月 31 日までとする。

2 前項の規定にかかわらず、授業期間については、年度ごとに定める学年暦によるものとする。

(休業日)

第 16 条 授業を行わない日(以下「休業日」という。)は次のとおりとする。ただし、春期、夏期及び冬期休業の期間は、年度ごとに定める学年暦によるものとする。

- (1) 日曜日及び土曜日
- (2) 国民の祝日に関する法律(昭和 23 年法律 178 号)に定める休日
- (3) 開学記念日
- (4) 春期休業
- (5) 夏期休業
- (6) 冬期休業

2 前項に定めるもののほか、学長は、臨時の休業日を定めることができる。

3 第 1 項の規定にかかわらず、学長が必要と認めた場合は、休業日に授業を行うことができる。

第2節 修業年限及び在学年限

(修業年限)

第 17 条 学部の修業年限は、4 年とする。

(在学年限)

第 18 条 学生は、8 年を超えて在学できない。ただし、第 24 条第 1 項の規定により入学した学生又は第 37 条第 1 項の規定により転学部若しくは転学科した学生は、それぞれ第 24 条第 2 項又は第 37 条第 2 項の規定により定められた在学すべき年数の 2 倍に相当する年数を超えて在学することができない。

第3節 入 学

(入学の時期)

第 19 条 入学の時期は、学年の始めとする。ただし、次条第 1 項第 3 号から第 5 号までに該当する者(第 5 号にあつては、国際バカロレア資格、アビトゥア資格及びバカロレア資格を有する者で満 18 歳に達した者に限る。)並びに第 24 条に規定する者については、学期の始めとすることができる。

(入学資格)

第 20 条 本学に入学することができる者は、次の各号の一に該当する者とする。

- (1) 高等学校若しくは中等教育学校を卒業した者
- (2) 通常の課程による 12 年の学校教育を修了した者
- (3) 外国において学校教育における 12 年の課程を修了した者又はこれに準ずる者で学校教育法施行

- 規則(昭和 22 年文部省令第 11 号)第 150 条第1項第1号の規定により文部科学大臣の指定したもの
- (4) 学校教育法施行規則第 150 条第1項第2号の規定により文部科学大臣が高等学校の課程と同等の課程を有するものとして認定した在外教育施設の当該課程を修了した者
 - (5) 学校教育法施行規則第 150 条第1項第3号の規定により専修学校の高等課程(修業年限が3年以上であることその他の文部科学大臣が定める基準を満たすものに限る。)で文部科学大臣が別に指定するものを文部科学大臣が定める日以降に修了した者
 - (6) 学校教育法施行規則第 150 条第1項第4号の規定により文部科学大臣の指定した者
 - (7) 高等学校卒業程度認定試験規則(平成 17 年文部科学省令第1号)による高等学校卒業程度認定試験に合格した者(同規則附則第2条の規定による廃止前の大学入学資格検定規程(昭和 26 年文部省令第 13 号)による大学入学資格検定に合格した者を含む。)
 - (8) 学校教育法第 90 条第2項の規定により他の大学に入学した者であつて、当該者を本学において、大学における教育を受けるにふさわしい学力があると認めたもの
 - (9) 本学において、個別の入学資格審査により、高等学校を卒業した者と同等以上の学力があると認めた者で、18 歳に達したもの

(入学の出願)

第 21 条 本学への入学を志願する者は、所定の期日までに入学願書に所定の入学検定料及び別に定める書類を添えて願出しなければならない。

(入学者の選考)

第 22 条 前条の入学志願者については、別に定めるところにより、選考を行う。

(入学手続き及び入学許可)

第 23 条 前条の選考の結果に基づき合格の通知を受けた者は、所定の期日までに、宣誓書、身元保証書その他所定の書類を提出するとともに、所定の入学料を納入しなければならない。

2 学長は、前項の入学手続きを完了した者に入学を許可する。

3 入学料の免除又は徴収猶予を申請した者は、前項の適用について、入学料に係る入学手続きを終えたものとみなす。

(編入学、転入学及び再入学)

第 24 条 次の各号の一に該当する者で、本学への入学を志願する者があるときは、欠員がある場合に限り、選考のうえ、相当年次に入学を許可することができる。

(1) 大学を卒業した者又は退学した者

(2) 第 40 条第 1 項の規定により除籍となった者

(3) 短期大学、高等専門学校、国立工業教員養成所又は国立養護教諭養成所を卒業した者

(4) 学校教育法施行規則附則第 7 条に定める従前の規定による高等学校、専門学校又は教員養成諸学校等の課程を修了し、又は卒業した者

2 編入学、転入学及び再入学に関し必要な事項は、別に定める。

第4節 教育課程及び履修方法

（授業科目）

第 25 条 授業科目は、文化政策学部においては全学科目、文化政策学部科目、国際文化学科科目、文化政策学科科目及び芸術文化学科科目、デザイン学部においては全学科目及びデザイン学部科目とする。

（授業の方法）

第 25 条の2 授業は、講義、演習、実験、実習若しくは実技のいずれかにより又はこれらの併用により行う。

2 前項の授業は、多様なメディアを高度に利用して、当該授業を行う教室等以外の場所で履修させることができる。

3 第1項の授業は、外国において履修させることができる。前項の規定により、多様なメディアを高度に利用して、当該授業を行う教室等以外の場所で履修させる場合についても、同様とする。

4 第1項の授業は、本学の校舎及び付属施設以外の場所で行うことができる。

（長期にわたる教育課程の履修）

第 25 条の3 学長は、学生が身体に障害がある等の事情により、第 17 条の修業年限を超えて一定の期間にわたり計画的に教育課程を履修し、課程を修了すること（以下「長期履修」という。）を希望する旨を申し出たときは、その計画的な履修を認めることができる。

2 長期履修に関し、必要な事項は別に定める。

（単位の計算方法）

第 26 条 各授業科目の単位数は、1 単位の授業科目を 45 時間の学修を必要とする内容をもって構成することを標準とし、授業の方法に応じ、当該授業による教育効果、授業時間外に必要な学修等を考慮して、次の基準により計算するものとする。

（1）講義及び演習については、15 時間から 30 時間までの範囲の授業をもって 1 単位とする。

（2）実験、実習及び実技については、30 時間から 45 時間までの範囲の授業をもって 1 単位とする。

2 前項の規定にかかわらず、卒業研究・制作及び特別実習については、これらに必要な学修等を考慮して、単位数を定めることができる。

（授業期間）

第 27 条 1年間の授業を行う期間は、定期試験等の期間を含め、35 週にわたることを原則とする。

（単位の授与）

第 28 条 大学は、授業科目を履修した学生に対して、試験その他の適切な方法により学修の成果を評価の上、単位を与えるものとする。

（成績評価基準等の明示等）

第 28 条の2 大学は、学生に対して、授業の方法及び内容並びに一年間の授業の計画をあらかじめ明示するものとする。

- 2 大学は、学修の成果に係る評価及び卒業の認定に当たっては、客観性及び厳格性を確保するため、学生に対してその基準をあらかじめ明示するとともに、当該基準にしたがって適切に行うものとする。

(教育内容等の改善のための組織的な研修等)

第 28 条の3 大学は、授業の内容及び方法の改善を図るための組織的な研修及び研究を実施するものとする。

(他の大学、専門職大学又は短期大学で修得した単位の取扱い)

第 29 条 学長は、教育上有益と認めるときは、他の大学、専門職大学又は短期大学との協議に基づき、学生が当該大学等において履修した授業科目について修得した単位を、教授会の議を経て、本学における授業科目の履修により修得したものとみなすことができる。

- 2 前項の規定により修得したものとみなすことができる単位数は、次条及び第 30 条において修得したものとみなし、又は与える単位数と合わせて、60 単位を超えないものとする。

(大学以外の教育施設等で受けた学修の取扱い)

第 29 条の2 学長は、教育上有益と認めるときは、学生が行う短期大学又は高等専門学校の専攻科における学修その他大学設置基準(昭和 31 年文部省令第 28 号)第 29 条第 1 項の規定により文部科学大臣が別に定める学修を、本学における授業科目の履修とみなし、別に定めるところにより、教授会の議を経て、単位を与えることができる。

- 2 前項は休学期間中に行われた学修等も含むものとする。
3 前2項の規定により与えることができる単位数は、前条及び次条において修得したものとみなし、又は与える単位数と合わせて、60 単位を超えないものとする。

(入学前の既修得単位等の認定)

第 30 条 学長は、教育上有益と認めるときは、学生が本学に入学する前に大学、専門職大学又は短期大学において履修した授業科目について修得した単位(大学設置基準第 31 条に定める科目等履修生として修得した単位を含む。)を、教授会の議を経て、本学に入学した後の本学における授業科目の履修により修得したものとみなすことができる。

- 2 学長は、教育上有益と認めるときは、学生が本学に入学する前に行った前条第1項に規定する学修を、本学における授業科目の履修とみなし、別に定めるところにより、教授会の議を経て、単位を与えることができる。
3 前 2 項の規定により修得したものとみなし、又は与えることができる単位数は、編入学等の場合を除き、本学において修得した単位以外のものについては、前2条により修得したものとみなし、又は与える単位数と合わせて、60 単位を超えないものとする。

(成績の評価)

第 31 条 授業科目の成績の評価は、秀、優、良、可、不可の 5 種の評語をもって表し、秀、優、良又は可を合格とする。

- 2 前項のほか、特別の必要があるときは、その他の評語をもって合格を表すことができる。

(授業科目の名称及び単位数等)

第 32 条 各学部の授業科目の名称及び単位数は、別表 I のとおりとする。

2 授業科目の履修の方法その他必要な事項については、各学部規定の定めるところによる。

第5節 休学、転学、転学部・転学科、留学、退学及び除籍

(休 学)

第 33 条 疾病その他特別の理由により引き続き 2 月以上本学で修学することができない者は、その理由及び期間を明らかにして学長に申請し、学長の許可を受けて休学することができる。

2 学長は、疾病のため修学することが適当でないと認められる者に対し、休学を命ずることができる。

(休学期間)

第 34 条 休学の期間は、引き続き 1 年を超えることができない。ただし、特別の理由がある場合は、学長の許可を受けて延長することができる。ただし、引き続き休学する期間は、最初の休学許可日から 2 年限りとする。

2 休学の期間は、通算して 3 年を超えることができない。

3 休学期間は、第 18 条の在学期間には算入しない。

(復 学)

第 35 条 休学期間中にその理由が消滅したときは、学長の許可を得て復学することができる。

2 疾病のため休学した者が前項の許可を受けようとするときは、医師の作成する診断書を学長に提出しな

(転 学)

第 36 条 他の大学への入学又は転入学を志願しようとする者は、学長の許可を受けなければならない。

(転学部・転学科)

第 37 条 他の学部又は同一学部の他の学科に転学部又は転学科を志願する者があるときは、各学部の教育に支障のない範囲において、選考のうえ、学長はこれを許可することができる。

2 前項の規定により転学部又は転学科を許可された者の既に履修した授業科目及び単位数の取扱い並びに在学すべき年数については、教授会の議を経て、学長が決定する。

(留 学)

第 38 条 外国の大学又は短期大学等に留学することを志願する者は、学部長の許可を得て留学することができる。

2 前項の許可を得て留学した期間は、第 41 条に定める在学期間を含めることができる。

3 第 29 条の規定は、外国の大学又は短期大学等へ留学する場合に準用する。

(退 学)

第 39 条 退学しようとする者は、学長の許可を受けなければならない。

(除 籍)

第 40 条 学長は、次の各号のいずれかに該当する者について、除籍する。

- (1) 授業料の納入を怠り、督促してもなお納入しない者
- (2) 入学料の免除若しくは徴収猶予が不許可になった者又は一部免除若しくは徴収猶予の許可を受けた者であつて、所定の期日までに入学料を納付しない者
- (3) 第 18 条に定める在学年限を超えた者
- (4) 第 34 条第 2 項に定める休学の期間を超えてなお復学できない者
- (5) 長期間にわたり行方不明の者
- (6) 死亡した者

第6節 卒業、学位及び免許等資格

(卒 業)

第 41 条 学長は、本学に 4 年(第 24 条第 1 項又は第 37 条第 1 項の規定により編入学、転入学、再入学又は転学部若しくは転学科を許可された者は、それぞれ第 24 条第 2 項又は第 37 条第 2 項により定められた在学すべき年数)以上在学し、各学部規定に定める授業科目及び単位数を修得した者に対し、教授会の議を経て卒業を認定するものとする。

2 第1項に規定する卒業に必要な単位のうち、第 25 条の2第2項の授業の方法により修得する単位数は 60 単位を超えないものとする。

3 学長は、第1項の規定により卒業を認定した者に対し、卒業証書を授与する。

(学 位)

第 42 条 本学を卒業した者に対し、文化政策学部は学士(文化政策学)を、デザイン学部は学士(デザイン学)の学位を授与する。

2 前項の学位の授与に関し必要な事項は、別に定める。

(卒業の時期)

第 43 条 卒業の時期は、学年又は学期の終りとする。

(教職に関する免許)

第 44 条 本学の学部学科において取得できる教育職員の免許状の種類及び教科免許は、次のとおりとする。

学 部	学 科	免許状の種類	教科の種類
文化政策学部	国際文化学科	中学校教諭一種免許状	英語、国語
		高等学校教諭一種免許状	英語、国語
	文化政策学科	中学校教諭一種免許状	社会
		高等学校教諭一種免許状	公民

- 2 前項の免許の資格を得たい者は、第 32 条に基づく単位修得のほか、別表Ⅱの教科及び教科の指導法に関する科目、別表Ⅲの教育の基礎的理解に関する科目等及び別表Ⅳ大学が独自に設定する科目のうちから、所定の単位を修得しなければならない。
- 3 前項の所定の単位の修得に関し必要な事項は別に定める。

(司書資格)

第 45 条 本学の文化政策学部国際文化学科、文化政策学科、芸術文化学科において、図書館法(昭和 25 年法律第 118 号)第 5 条第 1 項第 2 号により司書の資格を得ようとする者は、第 32 条に基づく単位修得のほか、別表Ⅴの司書に関する科目のうちから、所定の単位を修得しなければならない。

(学芸員資格)

第 46 条 本学の文化政策学部芸術文化学科において、博物館法(昭和 26 年法律第 285 号)第 5 条第 1 項第 1 号により学芸員の資格を得ようとする者については、第 32 条に基づく単位修得のほか、別表Ⅵの学芸員に関する科目のうちから、所定の単位を修得しなければならない。

(日本語教員養成課程)

第 46 条の2 本学の文化政策学部国際文化学科において、『日本語教育人材の養成・研修の在り方について(報告)改訂版』(文化審議会国語分科会 2019)に基づく課程を修了しようとする者については、第 32 条に基づく単位修得のほか、別表Ⅶの日本語教員養成課程に関する科目のうちから、所定の単位を修得しなければならない。

- 2 前項の所定の単位の修得に関し必要な事項は別に定める。

第7節 賞 罰

(表 彰)

第 47 条 学長は、学生として表彰に値する行為があった者に対し、教授会及び教育研究審議会の議を経て表彰することができる。

(懲 戒)

第 48 条 学長は、本学の規則に違反し、又は学生としての本分に反する行為をした者に対し、教授会及び教育研究審議会の議を経て懲戒するものとする。

- 2 前項に規定する懲戒の種類は、退学、停学及び訓告とする。
- 3 前項の退学は、次の各号のいずれかに該当する者に対して行う。
 - (1) 性行不良で改善の見込みがないと認められる者
 - (2) 学力劣等で成業の見込みがないと認められる者
 - (3) 正当の理由がなくて出席が常でない者
 - (4) 本学の秩序を乱し、その他学生としての本分に著しく反した者

第8節 厚生施設

(厚生施設)

第 49 条 本学に、学生の福利厚生を図るため、食堂、学生相談室その他の厚生施設を置く。

2 厚生施設の運営に関し必要な事項は、別に定める。

第9節 研究生、委託生、科目等履修生、社会人聴講生、特別聴講学生及び 外国人留学生

(研究生)

第 50 条 学長は、本学において特定の専門事項について研究することを志願する者があるときは、当該学部の教育研究に支障のない範囲において、別に定めるところにより選考のうえ、教授会の議を経て研究生として入学を許可することができる。

2 研究生を志願することのできる者は、大学を卒業した者又は本学がこれと同等以上の学力があると認めた者とする。

3 研究の期間は、1 年以内とする。ただし、特別の理由がある場合は、その期間を更新することができる。

(委託生)

第 51 条 学長は、本学において官公庁、学校、団体等からその所属する職員に特定の専門事項について研究させるため委託があるときは、当該学部の教育研究に支障のない範囲において、別に定めるところにより選考のうえ、教授会の議を経て委託生として入学を許可することができる。

2 研究の期間は、1 年以内とする。ただし、特別の理由がある場合は、その期間を更新することができる。

(科目等履修生)

第 52 条 学長は、本学において特定の授業科目を履修することを志願する者があるときは、当該学部の教育に支障のない範囲において、別に定めるところにより選考のうえ、教授会の議を経て科目等履修生として入学を許可することができる。

2 科目等履修生を志願することのできる者は、高等学校若しくは中等教育学校を卒業した者又は本学がこれと同等以上の学力があると認めた者とする。

3 科目等履修生に対する単位の授与については、第 28 条の規定を準用する。

(社会人聴講生)

第 53 条 学長は、社会人で本学において特定の授業科目を聴講することを志願する者があるときは、当該学部の教育に支障のない範囲において、別に定めるところにより選考のうえ、教授会の議を経て社会人聴講生として聴講を許可することができる。

2 社会人聴講生を志願することのできる者は、高等学校若しくは中等教育学校を卒業した者又は本学がこれと同等以上の学力があると認めた者とする。

3 聴講した授業科目の単位認定は行わない。

(特別聴講学生)

第 54 条 学長は、他の大学又は短期大学の学生で、本学において授業科目を履修することを志願するものがあるときは、当該大学又は短期大学との協議に基づき、特別聴講学生として入学を許可することがで

きる。

(外国人留学生)

第 55 条 学長は、日本の国籍を有しない者(日本国永住許可を得ているものを除く)で、本学に入学を志願するものがあるときは、別に定めるところにより選考のうえ、教授会の議を経て外国人留学生として入学を許可することができる。

2 前項で入学許可を得た外国人留学生に対しては、第 25 条に掲げるもののほか、日本語科目及び日本事情に関する科目を置くことができる。

(研究生等に関する規定)

第 56 条 この節に規定するもののほか、研究生、委託生、科目等履修生、社会人聴講生、特別聴講学生及び外国人留学生に関し必要な事項は、別に定める。

第10節 入学検定料、入学料及び授業料

(入学検定料、入学料、授業料)

第 57 条 入学検定料、入学料、授業料の額は次のとおりとする。

種別	対象学生	年 額	備 考
入学検定料	全員	17, 000円	入学検定時
入学料	県内の者	141, 000円	入学時のみ
	県外の者	366, 600円	
授業料	文化政策学部の者	535, 800円	
	デザイン学部の者	535, 800円	

2 前項の対象学生のうち、県内の者とは次の各号のいずれかに該当する者をいい、県外の者とはその他の者をいう。

- (1) 入学の日において引き続き1年以上県内に住所を有している者。
- (2) 入学の日において配偶者又は1親等の親族が引き続き1年以上県内に住所を有している者。
- (3) 学長が前2号に掲げる者に準ずると認める者。

3 長期履修を認められた者の授業料の年額は、長期履修を認められた期間(以下「長期履修期間」という。)に限り、第1項にかかわらず、同項に規定する授業料の年額に当該標準修業年限に相当する年数を乗じて得た額から在学年数に授業料の年額を乗じて得た額を減じ、長期履修期間の年数から在学年数を減じた年数で除した額(その額に10円未満の端数があるときは、これを切り上げるものとする。)とする。

(授業料の納期)

第 58 条 授業料の納入は、各年度に係る授業料について前期及び後期の2期に区分して行うものとし、それぞれの期において納入する額は、年額の2分の1に相当する額とする。

2 授業料の納期は、前期分にあつては4月25日まで、後期分にあつては10月25日までに納入しなければならない。

(復学の場合の授業料)

第 59 条 前期又は後期の中途において復学した者の授業料の額は、授業料の年額の 12 分の 1 に相当する額に復学の日の属する月から当該学期末までの月数を乗じた額とし、これを復学した日の属する月に納入しなければならない。

(学年の途中で卒業する場合の授業料)

第 60 条 学年の途中で卒業する者は、卒業する当該学期までの授業料を納入するものとする。

(休学、退学、転学、除籍及び停学の場合の授業料)

第 61 条 前期又は後期の中途において休学、退学、転学及び除籍された者から徴収する当該学期分の授業料の額は、その全額とする。ただし、休学が前期又は後期の全期間にわたるときは、その学期分の授業料は徴収しない。

2 停学期間中の授業料は、納入しなければならない。

(授業料等の減免等)

第 62 条 経済的理由により入学料又は授業料(以下「授業料等」という。)の納入が困難と認められる者、休学中の者その他特別の理由があると認められる者に対しては、授業料等の全部若しくは一部を免除若しくは徴収猶予し、又は授業料を分割して納入させることができる。

2 授業料等の減免若しくは徴収猶予及び授業料の分割納入に関し必要な事項は、別に定める。

(研究生等の入学検定料等)

第 63 条 研究生、委託生、科目等履修生、社会人聴講生及び特別聴講学生の入学検定料、入学料、研究料及び聴講料については、別に定める。

(研究生等の入学料等の納入)

第 64 条 入学料、研究料及び聴講料は、入学の手続きを行うときに納入しなければならない。ただし、研究期間の更新を許可された研究生に係る研究料は、当該許可された日から 10 日以内に納入しなければならない。

2 入学検定料は、入学の願書を提出するときに納入しなければならない。

(学納金の不還付)

第 65 条 既納の学納金は、返還しない。ただし、次の各号に該当するものは除くこととし、その取扱いについては、別に定める。

(1) 入学検定料

(2) 入学をしない場合、既に納入した授業料

(3) その他、理事長が特に必要と認めるもの

第11節 特待生

(特待生)

第 66 条 人物、学業ともに優秀な学生に対しては、教授会及び教育研究審議会の議を経て選考の上、特待生として授業料を免除することがある。

2 特待生に関し必要な事項は、別に定める。

第12節 大学開放

(大学開放)

第 67 条 地域・国際・世代が教育研究の場で幅広く融合する開かれた大学として、社会の課題に積極的に対応し、更なる発展に貢献と文化の向上に資するため、大学開放事業を行うことができる。

2 大学開放に関し必要な事項は、別に定める。

第13節 雑 則

(委任)

第 68 条 この学則に定めるもののほか、この学則の施行に関し必要な事項は、学長が定める。

附 則

1 この改正は、平成 12 年 4 月 1 日から施行する。

2 平成 12 年 4 月 1 日から平成 15 年 3 月 31 日までの間における入学定員及び総収容定員の数は、

3 条の規定にかかわらず、次の表の上欄に掲げる年度の区分に応じそれぞれ当該下欄に掲げる数とする。

年度等の区分	平成 12 年 4 月 1 日から 平成 13 年 3 月 31 日まで					平成 13 年 4 月 1 日から 平成 14 年 3 月 31 日まで					平成 14 年 4 月 1 日から 平成 15 年 3 月 31 日まで				
	1 年 次	2 年 次	3 年 次	4 年 次	計	1 年 次	2 年 次	3 年 次	4 年 次	計	1 年 次	2 年 次	3 年 次	4 年 次	計
文化政策学部															
国際文化学科	100				100	100	100			200	100	100	100		300
文化政策学科	50				50	50	50			100	50	50	50		150
芸術文化学科	50				50	50	50			100	50	50	50		150
計	200				200	200	200			400	200	200	200		600
デザイン学部															
生産造形学科	40				40	40	40			80	40	40	40		120
技術造形学科	30				30	30	30			60	30	30	30		90
空間造形学科	30				30	30	30			60	30	30	30		90
計	100				100	100	100			200	100	100	100		300
合 計	300				300	300	300			600	300	300	300		900

附 則

- 1 この改正は、平成 12 年 11 月 15 日から施行する。
- 2 平成 12 年度入学者に係る平成 12 年度の授業料の額は、改正後の第 57 条第 1 項の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附 則

- 1 この改正は、平成 13 年 11 月 14 日から施行する。
- 2 平成 13 年度の入学者に係る入学料の額は、改正後の第 57 条第 1 項の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附 則

この改正は、平成 14 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

- 1 この改正は、平成 14 年 11 月 28 日から施行する。
- 2 平成 14 年度に在学する者に係る平成 14 年度の授業料の額は、改正後の第 57 条第 1 項の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附 則

- 1 この改正は、平成 15 年 5 月 27 日から施行する。
- 2 平成 15 年度の県外からの入学者に係る入学料の額は、改正後の第 57 条第 1 項の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附 則

- 1 この改正は、平成 16 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 改正後の別表Ⅰ、別表Ⅱ、別表Ⅲ、別表Ⅳ及び別表Ⅴの規定は、平成 16 年 4 月 1 日以降に入学する者に適用し、平成 16 年 3 月 31 日において現に在籍する者については、なお従前の例による。

附 則

- 1 この改正は、平成 18 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 改正後の規定は、平成 18 年 4 月 1 日以降に入学する者に適用し、平成 18 年 3 月 31 日において現に在籍する者については、なお従前の例による。

附 則

- 1 この改正は、平成 17 年 11 月 28 日から施行する。ただし、第 39 条第 2 項については、平成 17 年 4 月 1 日から適用する。
- 2 平成 17 年度に在学する者に係る平成 17 年度の授業料の額は、改正後の第 57 条第 1 項の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附 則

この改正は、平成 19 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

- 1 この改正は平成 21 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 改正後の別表Ⅰ及び別表Ⅴの規定は平成 21 年 4 月 1 以降に適用し、平成 21 年 3 月 31 日に在籍する者は、なお従前の例による。
- 3 この改正は別表Ⅲの規定については、平成 22 年 4 月 1 日から施行する。
- 4 改正後の別表Ⅲの規定は平成 22 年 4 月 1 日以降に入学する者に適用し、平成 22 年 3 月 31 日に在籍する者は、なお従前の例による。

附 則

- 1 この改正は、平成 21 年 12 月 1 日から施行する。
- 2 平成 21 年度に入学手続きを行う者にあつては、第 58 条第 3 項の規定にかかわらず、入学手続きを行うときに前期分の授業料を納入しなければならない。ただし、必要に応じて延納することができる。

附 則

- 1 この改正は、平成 22 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 改正後の別表Ⅲの規定は、平成 22 年 4 月 1 日以降に入学する者に適用し、平成 22 年 3 月 31 日に在籍する者には、「教職実践演習(中・高)」を除き適用するものとする。

附 則

この改正は、平成 22 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この改正は、平成 22 年 9 月 8 日から施行する。

附 則

この改正は、平成 23 年 5 月 11 日から施行する。

附 則

この改正は、平成 23 年 6 月 24 日から施行する。

附 則

- 1 この改正は、平成 24 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 改正後の第 45 条及び第 46 条並びに別表Ⅳ及び別表Ⅴの規程は、平成 24 年 4 月 1 日以降に入学する者に適用し、平成 24 年 3 月 31 日以前に在籍し平成 32 年 3 月 31 日までに卒業する者においては、なお従前の例による。

附 則

この改正は、平成 25 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この改正は、平成 25 年 10 月 9 日から施行し、平成 26 年度入学者から適用する。

附 則

- 1 この改正は、平成 27 年 4 月 1 日から施行し、平成 27 年度入学者から適用する。
- 2 改正後の規定は、平成 27 年 4 月 1 日以降に入学する者に適用し、平成 27 年 3 月 31 日において在籍する者については、なお従前の例による。

附 則

- 1 この改正は、平成 27 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 改正後の規定は、平成 27 年 4 月 1 日に在籍する者について適用する。ただし、改正後の第 3 条第 2 項、第 3 条の 2、第 25 条、第 29 条、第 29 条の 2、第 30 条第 3 項、第 31 条、第 44 条、別表Ⅰ、別表Ⅱ、別表Ⅲ、別表Ⅳ及び別表Ⅴの規定は、平成 27 年 4 月 1 日以降に入学する者に適用し、平成 27 年 3 月 31 日に在籍する者については、なお従前の例による。

附 則

この改正は、平成 28 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この改正は、平成 29 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この改正は、平成 29 年 5 月 31 日から施行し、平成 30 年度の在学生から適用する。

附 則

- 1 この改正は、平成 31 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 平成 31 年 4 月 1 日から平成 35 年 3 月 31 日までの間における入学定員及び総収容定員の数は、第 3 条の規定にかかわらず、次の表の上欄に掲げる年度の区分に応じそれぞれ当該下欄に掲げる数とする。

年度等の区分	平成 31 年 4 月 1 日から 平成 32 年 3 月 31 日まで					平成 32 年 4 月 1 日から 平成 33 年 3 月 31 日まで				
	1 年 次	2 年 次	3 年 次	4 年 次	計	1 年 次	2 年 次	3 年 次	4 年 次	計
文化政策学部										
国際文化学科	100	100	100	100	400	100	100	100	100	400
文化政策学科	55	50	50	50	205	55	55	50	50	210
芸術文化学科	55	50	50	50	205	55	55	50	50	210
計	210	200	200	200	810	210	210	200	200	820

デザイン学部										
デザイン学科	110	100	100	100	410	110	110	100	100	420
計	110	100	100	100	410	110	110	100	100	420
合 計	320	300	300	300	1220	320	320	300	300	1240

年度等の区分	平成 33 年 4 月 1 日から 平成 34 年 3 月 31 日まで					平成 34 年 4 月 1 日から 平成 35 年 3 月 31 日まで				
学部・学科	1 年 次	2 年 次	3 年 次	4 年 次	計	1 年 次	2 年 次	3 年 次	4 年 次	計
文化政策学部										
国際文化学科	100	100	100	100	400	100	100	100	100	400
文化政策学科	55	55	55	50	215	55	55	55	55	220
芸術文化学科	55	55	55	50	215	55	55	55	55	220
計	210	210	210	200	830	210	210	210	210	840
デザイン学部										
デザイン学科	110	110	110	100	430	110	110	110	110	440
計	110	110	110	100	430	110	110	110	110	440
合 計	320	320	320	300	1260	320	320	320	320	1280

- 3 改正後の規定は、平成 31 年4月1日に在籍する者について適用する。ただし、改正後の第 3 条第 2 項、第 3 条の 2、別表Ⅰ、別表Ⅱ、別表Ⅲ、別表Ⅳ、別表Ⅴ及び別表Ⅵの規定は、平成 31 年4月 1 日以降に入学する者に適用し、平成 31 年 3 月 31 日に在籍する者については、なお従前の例による。

附 則

この改正は、令和 2 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この改正は、令和 4 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この改正は、令和 5 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この改正は、令和 6 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この改正は、令和7年 4 月 1 日から施行する。ただし、改正後の第 3 条の 2、第 25 条、第 29 条から第 30 条、第 44 条から第 46 条の2及び別表ⅠからⅦの規定は、令和7年度入学者から適用し、令和6年度以前の入学者については、なお従前の例による。

別表Ⅰ 授業科目の名称、単位数

(1) 文化政策学部 国際文化学科

授 業 科 目 の 名 称			履修方法及び単位数			備 考
			必修	選択	自由	
(全学科目)						
キャリア形成	導 入	文化芸術体験演習	1			
		学芸の基礎	2			
	情報・データサイエンス	ICTスキル基礎		1		
		デジタル表現基礎		1		
		データサイエンス入門		2		
	キャリアデザイン	キャリアデザイン概論		2		
		キャリアデザイン講座		1		
		キャリアデザイン演習		1		
	実践演習	企画立案演習		1		
		地域連携演習A		1		
		地域連携演習B		1		
		自主課題演習		1		
教養		文学		2		
		心理学		2		
		宗教学		2		
		歴史学		2		
		日本文化論		2		
		文明と観光		2		
		経済学基礎		2		
		現代の国際社会		2		
		社会調査論		2		
		数学概論		2		
		科学技術論		2		
		サステナブルデザイン		2		
		音楽と社会		2		
		芸術と社会		2		
		色彩・形態論		2		
		デザイン史		2		
		哲学		2		
		文化人類学		2		
		静岡学		2		
		ユーラシア文明論		2		
		法と社会		2		
		社会学概論		2		
		情報社会論		2		

授 業 科 目 の 名 称		履修方法及び単位数			備 考
		必修	選択	自由	
教養	人権論		2		
	健康科学		2		
	Japanese Cultural Studies		2		
	映像メディア論		2		
	空間デザイン		2		
	青年心理学		2		
必修外国語	英語	英語中級ⅠA (Speaking and Listening)		1	
		英語中級ⅠB (Reading and Writing)		1	
		英語中級ⅡA (Speaking and Listening)		1	
		英語中級ⅡB (Reading and Writing)		1	
		英語上級ⅠA (Speaking and Listening)		1	
		英語上級ⅠB (Reading and Writing)		1	
		英語上級ⅡA (Speaking and Listening)		1	
		英語上級ⅡB (Reading and Writing)		1	
		マルチメディア英語Ⅰ		1	
		マルチメディア英語Ⅱ		1	
		ビジネス英語Ⅰ		1	
		ビジネス英語Ⅱ		1	
		Online English Studies		1	
	中国語	中国語初級ⅠA (文法)		1	
		中国語初級ⅠB (会話)		1	
		中国語初級ⅡA (文法)		1	
		中国語初級ⅡB (会話)		1	
		中国語中級ⅠA (文法)		1	
		中国語中級ⅠB (会話)		1	
		中国語中級ⅡA (文法)		1	
		中国語中級ⅡB (会話)		1	
		マルチメディア中国語		1	
	フランス語	フランス語初級ⅠA (文法)		1	
		フランス語初級ⅠB (会話)		1	
		フランス語初級ⅡA (文法)		1	
		フランス語初級ⅡB (会話)		1	
	ポルトガル語	ポルトガル語初級ⅠA (文法)		1	
		ポルトガル語初級ⅠB (会話)		1	
		ポルトガル語初級ⅡA (文法)		1	
		ポルトガル語初級ⅡB (会話)		1	

授 業 科 目 の 名 称			履修方法及び単位数			備 考
			必修	選択	自由	
必修外国語	韓国語	韓国語初級ⅠA（文法）		1		
		韓国語初級ⅠB（会話）		1		
		韓国語初級ⅡA（文法）		1		
		韓国語初級ⅡB（会話）		1		
	インドネシア語	インドネシア語初級ⅠA（文法）		1		
		インドネシア語初級ⅠB（会話）		1		
		インドネシア語初級ⅡA（文法）		1		
		インドネシア語初級ⅡB（会話）		1		
	イタリア語	イタリア語初級Ⅰ		1		
		イタリア語初級Ⅱ		1		
		イタリア語中級Ⅰ		1		
		イタリア語中級Ⅱ		1		
	ドイツ語	ドイツ語初級ⅠA（文法）		1		
		ドイツ語初級ⅠB（会話）		1		
		ドイツ語初級ⅡA（文法）		1		
		ドイツ語初級ⅡB（会話）		1		
スポーツ活動	スポーツ活動A			1		
	スポーツ活動B			1		
総合	特別共同授業A			2		*1または2
	特別共同授業B			2		
	特別共同授業C			2		
	特別共同授業D			2		
	特別共同授業E			2		
	特別共同授業F			2		
	特別共同授業G			2		
	特別共同授業H			2		
	産官学連携授業A			*		
	産官学連携授業B			*		
	産官学連携授業C			*		
	産官学連携授業D			*		
	産官学連携授業E			*		
	産官学連携授業F			*		
	産官学連携授業G			*		
	産官学連携授業H			*		

授 業 科 目 の 名 称		履修方法及び単位数			備 考
		必修	選択	自由	
(文化政策学部科目)					
文化・芸術	音楽文化論		2		
	演劇文化論		2		
	視覚芸術論		2		
	異文化と教育		2		
	社会思想史		2		
	市民社会論		2		
	社会心理学		2		
	劇場芸術論		2		
	デザイン概論		2		
	生体機能論		2		
	世界建築史		2		
	現代デザイン論		2		
政策・マネジメント	文化政策概論		2		
	経営学		2		
	憲法		2		
	ジェンダー論		2		
	多文化共生論		2		
	生涯学習と文化		2		
	地方行政論		2		
	会計学		2		
	都市経営論		2		
	アートマネジメント概論		2		
	NPO・NGO論		2		
	ユニバーサル／インクルーシブデザイン概論		2		
非営利セクターの経営		2			
文化政策と法		2			
情報・リテラシー	社会科学の方法		2		
	フィールドワークの手法		2		
	ファシリテーション技法		2		
	図書館概論		2		
	統計学		2		
	ディベート技法		2		
	情報リテラシー論		2		
	プレゼンテーション技法		2		
	グラフィックデザイン概論		2		
	メディア産業論		2		

授 業 科 目 の 名 称		履修方法及び単位数			備 考
		必修	選択	自由	
観 光	観光学概論		2		
	観光と社会		2		
	グローバル観光論		2		
	観光と地理		2		
	観光ビジネス論		2		
	日本伝統建築		2		
	テキスタイル概論		2		
(国際文化学科科目)					
学 科 基 礎	国際文化概論	2			
	文章表現技法		2		
	比較文化論		2		
	国際文化基礎論	2			
	ナショナリズム論		2		
	国際関係論		2		
	グローバル・キャリア・デザイン概論		2		
専 門 外 国 語	英語表現法		2		
	応用英語 観光英語		2		
	応用英語 プレゼンテーション英語		2		
	応用英語 通訳		2		
	応用英語 翻訳		2		
	中国語上級Ⅰ		1		
	中国語上級Ⅱ		1		
	イタリア語上級		1		
	フランス語中級ⅠA		1		
	フランス語中級ⅠB		1		
	フランス語中級ⅡA		1		
	フランス語中級ⅡB		1		
	フランス語上級		1		
	ポルトガル語中級ⅠA		1		
	ポルトガル語中級ⅠB		1		
	ポルトガル語中級ⅡA		1		
	ポルトガル語中級ⅡB		1		
	ポルトガル語上級		1		
	韓国語中級ⅠA		1		
	韓国語中級ⅠB		1		
	韓国語中級ⅡA		1		
	韓国語中級ⅡB		1		

授 業 科 目 の 名 称		履修方法及び単位数			備 考
		必修	選択	自由	
日 本 ・ 東 ア ジ ア	日本文化史		2		
	日本文学史		2		
	現代日本語表現		2		
	日本文学A		2		
	日本文学B		2		
	日本史学A		2		
	日本史学B		2		
	日本語語彙研究		2		
	日本文学作品研究		2		
	古文書の調査と読解		2		
	美術史（日本・東洋）Ⅰ		2		
	韓国文化史		2		
	現代の東南アジア		2		
	東南アジアの文化と社会A		2		
	東南アジアの文化と社会B		2		
	韓国社会論		2		
	漢文学		2		
地 中 海 ・ 西 欧 ・ 北 米	中国の文化と社会		2		
	中国古典学		2		
	アジアビジネス論		2		
	東南アジアの歴史		2		
	英米文学史		2		
	英語文化入門		2		
	西欧・北米文化論		2		
	地中海地域文化論		2		
	近現代の中東A		2		
	近現代の中東B		2		
	西洋史学A		2		
	西洋史学B		2		
	英語文学概論A		2		
	英語文学概論B		2		
	英語学概論Ⅰ		2		
	英語学概論Ⅱ		2		
	イギリス文化論		2		
	フランス文化論		2		
	ルネサンス文化史		2		
	イタリア文化史		2		
	中東現代史		2		

授 業 科 目 の 名 称		履修方法及び単位数			備 考
		必修	選択	自由	
西 地 欧 中 ・ 海 北 ・ 米	ドイツの思想と社会		2		
	古代ギリシア・ローマ文化と社会		2		
	音楽史Ⅰ		2		
	美術史(西洋)Ⅰ		2		
	美術史(西洋)Ⅱ		2		
多 文 化 共 生	Global Studies : Culture and Society A		2		
	Global Studies : Culture and Society B		2		
	Global Studies : Global Issues		2		
	イスラーム概論		2		
	多文化とエスニシティ		2		
	持続可能な社会		2		
	フェアトレード論		2		
	文化交流論		2		
	国際開発論		2		
	国際労働力移動論		2		
	国際協力論		2		
	国際機構論		2		
	日本語文法Ⅰ		2		
	日本語文法Ⅱ		2		
	日英語比較研究		2		
	日本語音声学		2		
	日本語教授法Ⅰ		2		
	日本語教授法Ⅱ		2		
	日本語教育特論		2		
	日本語教育の実践と応用		2		
卒 業 研 究	国際文化演習Ⅰ		1		文明観光学コース を履修しない学生
	国際文化演習Ⅱ		1		
	国際文化演習Ⅲ		1		
	国際文化演習Ⅳ		1		
	卒業論文		4		
	文明観光学演習Ⅰ		1		文明観光学コース 履修生
	文明観光学演習Ⅱ		1		
	文明観光学演習Ⅲ		1		
	文明観光学演習Ⅳ		1		
	卒業論文(文明観光学)		4		

※「外部検定」(選択科目、各言語1～4単位)

全学科目ー必修外国語ー各言語(英語、中国語、フランス語、ポルトガル語、韓国語、イタリア語、インドネシア語及びドイツ語)の区分または国際文化学科の専門外国語区分のいずれかに配置する。

※「集中語学研修A」「同B」(選択科目、各1単位)、「短期語学留学A」「同B」(選択科目、各2単位)

全学科目ー必修外国語ー各言語(英語、中国語、フランス語、ポルトガル語、韓国語、イタリア語、インドネシア語及びドイツ語)の区分または国際文化学科科目ー専門外国語の区分のいずれかに配置する。

(2) 文化政策学部 文化政策学科

授 業 科 目 の 名 称			履修方法及び単位数			備 考
			必修	選択	自由	
(全学科目)						
キャリア形成	導 入	文化芸術体験演習	1			
		学芸の基礎	2			
	情報・データサイエンス	ICTスキル基礎		1		
		デジタル表現基礎		1		
		データサイエンス入門		2		
	キャリアデザイン	キャリアデザイン概論		2		
		キャリアデザイン講座		1		
		キャリアデザイン演習		1		
	実践演習	企画立案演習		1		
		地域連携演習A		1		
		地域連携演習B		1		
		自主課題演習		1		
教養		文学		2		
		心理学		2		
		宗教学		2		
		歴史学		2		
		日本文化論		2		
		文明と観光		2		
		経済学基礎		2		
		現代の国際社会		2		
		社会調査論		2		
		数学概論		2		
		科学技術論		2		
		サステナブルデザイン		2		
		音楽と社会		2		
		芸術と社会		2		
		色彩・形態論		2		
		デザイン史		2		
		哲学		2		
		文化人類学		2		
		静岡学		2		
		ユーラシア文明論		2		
		法と社会		2		
		社会学概論		2		
		情報社会論		2		

授 業 科 目 の 名 称		履修方法及び単位数			備 考
		必修	選択	自由	
教養	人権論		2		
	健康科学		2		
	Japanese Cultural Studies		2		
	映像メディア論		2		
	空間デザイン		2		
	青年心理学		2		
必修外国語	英語	英語中級ⅠA (Speaking and Listening)		1	
		英語中級ⅠB (Reading and Writing)		1	
		英語中級ⅡA (Speaking and Listening)		1	
		英語中級ⅡB (Reading and Writing)		1	
		英語上級ⅠA (Speaking and Listening)		1	
		英語上級ⅠB (Reading and Writing)		1	
		英語上級ⅡA (Speaking and Listening)		1	
		英語上級ⅡB (Reading and Writing)		1	
		マルチメディア英語Ⅰ		1	
		マルチメディア英語Ⅱ		1	
		ビジネス英語Ⅰ		1	
		ビジネス英語Ⅱ		1	
		Online English Studies		1	
	中国語	中国語初級ⅠA (文法)		1	
		中国語初級ⅠB (会話)		1	
		中国語初級ⅡA (文法)		1	
		中国語初級ⅡB (会話)		1	
		中国語中級ⅠA (文法)		1	
		中国語中級ⅠB (会話)		1	
		中国語中級ⅡA (文法)		1	
		中国語中級ⅡB (会話)		1	
		マルチメディア中国語		1	
	フランス語	フランス語初級ⅠA (文法)		1	
		フランス語初級ⅠB (会話)		1	
		フランス語初級ⅡA (文法)		1	
		フランス語初級ⅡB (会話)		1	
	ポルトガル語	ポルトガル語初級ⅠA (文法)		1	
		ポルトガル語初級ⅠB (会話)		1	
		ポルトガル語初級ⅡA (文法)		1	
		ポルトガル語初級ⅡB (会話)		1	

授 業 科 目 の 名 称			履修方法及び単位数			備 考
			必修	選択	自由	
必修外国語	韓国語	韓国語初級ⅠA（文法）		1		
		韓国語初級ⅠB（会話）		1		
		韓国語初級ⅡA（文法）		1		
		韓国語初級ⅡB（会話）		1		
	インドネシア語	インドネシア語初級ⅠA（文法）		1		
		インドネシア語初級ⅠB（会話）		1		
		インドネシア語初級ⅡA（文法）		1		
		インドネシア語初級ⅡB（会話）		1		
	イタリア語	イタリア語初級Ⅰ		1		
		イタリア語初級Ⅱ		1		
		イタリア語中級Ⅰ		1		
		イタリア語中級Ⅱ		1		
	ドイツ語	ドイツ語初級ⅠA（文法）		1		
		ドイツ語初級ⅠB（会話）		1		
		ドイツ語初級ⅡA（文法）		1		
		ドイツ語初級ⅡB（会話）		1		
スポーツ活動	スポーツ活動A			1		
	スポーツ活動B			1		
総合	特別共同授業A			2		*1または2
	特別共同授業B			2		
	特別共同授業C			2		
	特別共同授業D			2		
	特別共同授業E			2		
	特別共同授業F			2		
	特別共同授業G			2		
	特別共同授業H			2		
	産官学連携授業A			*		
	産官学連携授業B			*		
	産官学連携授業C			*		
	産官学連携授業D			*		
	産官学連携授業E			*		
	産官学連携授業F			*		
	産官学連携授業G			*		
	産官学連携授業H			*		

授 業 科 目 の 名 称		履修方法及び単位数			備 考
		必修	選択	自由	
(文化政策学部科目)					
文化・芸術	音楽文化論		2		
	演劇文化論		2		
	視覚芸術論		2		
	異文化と教育		2		
	社会思想史		2		
	市民社会論		2		
	社会心理学		2		
	劇場芸術論		2		
	デザイン概論		2		
	生体機能論		2		
	世界建築史		2		
	現代デザイン論		2		
政策・マネジメント	文化政策概論		2		
	経営学		2		
	憲法		2		
	ジェンダー論		2		
	多文化共生論		2		
	生涯学習と文化		2		
	地方行政論		2		
	会計学		2		
	都市経営論		2		
	アートマネジメント概論		2		
	NPO・NGO論		2		
	ユニバーサル／インクルーシブデザイン概論		2		
非営利セクターの経営		2			
文化政策と法		2			
情報・リテラシー	社会科学の方法		2		
	フィールドワークの手法		2		
	ファシリテーション技法		2		
	図書館概論		2		
	統計学		2		
	ディベート技法		2		
	情報リテラシー論		2		
	プレゼンテーション技法		2		
	グラフィックデザイン概論		2		
	メディア産業論		2		

授 業 科 目 の 名 称		履修方法及び単位数			備 考
		必修	選択	自由	
観 光	観光学概論		2		
	観光と社会		2		
	グローバル観光論		2		
	観光と地理		2		
	観光ビジネス論		2		
	日本伝統建築		2		
	テキスタイル概論		2		
(文化政策学科科目)					
学 科 必 修	リサーチ&プランニング基礎	2			
	リサーチ&プランニング応用	2			
	リサーチ&プランニング実習	2			
	社会学	2			
	経済学	2			
政 策	政治学		2		
	法律学		2		
	行政学		2		
	経済政策論		2		
	環境政策論		2		
	地域計画論		2		
	地域情報サービス論		2		
	地域社会論		2		
	地域観光論		2		
	行政法		2		
	地方財政論		2		
	地域福祉論		2		
	創造都市論		2		
	都市デザイン論		2		
経 営	経営戦略論		2		
	マーケティング論		2		
	産業組織論		2		
	日本経済論		2		
	地域ビジネス論		2		
	グローバルビジネス論		2		
	産業遺産と産業史		2		
	デザインとマーケティング		2		

授 業 科 目 の 名 称		履修方法及び単位数			備 考
		必修	選択	自由	
経 営	金融経済論		2		
	社会起業論		2		
	経営財務論		2		
	地域産業論		2		
情 報	地誌学		2		
	臨床社会心理学		2		
	地域情報論		2		
	広報・広告論		2		
	マスコミュニケーション論		2		
	公共デザイン戦略		2		
	社会統計分析		2		
	社会理論		2		
	メディア文化論		2		
	質的調査法		2		
	外国語文献研究		2		
	組織心理学		2		
卒 業 研 究	学術情報論		2		
	情報法学		2		
	地理学		2		
	文化政策演習Ⅰ		1		文明観光学コース を履修しない学生
	文化政策演習Ⅱ		1		
	文化政策演習Ⅲ		1		
	文化政策演習Ⅳ		1		
	卒業論文・プロジェクト		4		
	文明観光学演習Ⅰ		1		文明観光学コース 履修生
	文明観光学演習Ⅱ		1		
	文明観光学演習Ⅲ		1		
	文明観光学演習Ⅳ		1		
	卒業論文（文明観光学）		4		

※「外部検定」（選択科目、各言語1～4単位）
 全学科目ー必修外国語ー各言語（英語、中国語、フランス語、ポルトガル語、韓国語、イタリア語、インドネシア語及びドイツ語）の区分または国際文化学科の専門外国語区分のいずれかに配置する。

※「集中語学研修A」「同B」（選択科目、各1単位）、「短期語学留学A」「同B」（選択科目、各2単位）
 全学科目ー必修外国語ー各言語（英語、中国語、フランス語、ポルトガル語、韓国語、イタリア語、インドネシア語及びドイツ語）の区分または国際文化学科科目ー専門外国語の区分のいずれかに配置する。

(3) 文化政策学部 芸術文化学科

授 業 科 目 の 名 称			履修方法及び単位数			備 考
			必修	選択	自由	
(全学科目)						
キャリア形成	導 入	文化芸術体験演習	1			
		学芸の基礎	2			
	情報・データサイエンス	ICTスキル基礎		1		
		デジタル表現基礎		1		
		データサイエンス入門		2		
	キャリアデザイン	キャリアデザイン概論		2		
		キャリアデザイン講座		1		
		キャリアデザイン演習		1		
	実践演習	企画立案演習		1		
		地域連携演習A		1		
		地域連携演習B		1		
		自主課題演習		1		
教養		文学		2		
		心理学		2		
		宗教学		2		
		歴史学		2		
		日本文化論		2		
		文明と観光		2		
		経済学基礎		2		
		現代の国際社会		2		
		社会調査論		2		
		数学概論		2		
		科学技術論		2		
		サステナブルデザイン		2		
		音楽と社会		2		
		芸術と社会		2		
		色彩・形態論		2		
		デザイン史		2		
		哲学		2		
		文化人類学		2		
		静岡学		2		
		ユーラシア文明論		2		
		法と社会		2		
		社会学概論		2		
		情報社会論		2		

授 業 科 目 の 名 称		履修方法及び単位数			備 考
		必修	選択	自由	
教養	人権論		2		
	健康科学		2		
	Japanese Cultural Studies		2		
	映像メディア論		2		
	空間デザイン		2		
	青年心理学		2		
必修外国語	英語	英語中級ⅠA (Speaking and Listening)		1	
		英語中級ⅠB (Reading and Writing)		1	
		英語中級ⅡA (Speaking and Listening)		1	
		英語中級ⅡB (Reading and Writing)		1	
		英語上級ⅠA (Speaking and Listening)		1	
		英語上級ⅠB (Reading and Writing)		1	
		英語上級ⅡA (Speaking and Listening)		1	
		英語上級ⅡB (Reading and Writing)		1	
		マルチメディア英語Ⅰ		1	
		マルチメディア英語Ⅱ		1	
		ビジネス英語Ⅰ		1	
		ビジネス英語Ⅱ		1	
		Online English Studies		1	
	中国語	中国語初級ⅠA (文法)		1	
		中国語初級ⅠB (会話)		1	
		中国語初級ⅡA (文法)		1	
		中国語初級ⅡB (会話)		1	
		中国語中級ⅠA (文法)		1	
		中国語中級ⅠB (会話)		1	
		中国語中級ⅡA (文法)		1	
		中国語中級ⅡB (会話)		1	
		マルチメディア中国語		1	
	フランス語	フランス語初級ⅠA (文法)		1	
		フランス語初級ⅠB (会話)		1	
		フランス語初級ⅡA (文法)		1	
		フランス語初級ⅡB (会話)		1	
	ポルトガル語	ポルトガル語初級ⅠA (文法)		1	
		ポルトガル語初級ⅠB (会話)		1	
		ポルトガル語初級ⅡA (文法)		1	
		ポルトガル語初級ⅡB (会話)		1	

授 業 科 目 の 名 称			履修方法及び単位数			備 考
			必修	選択	自由	
必修外国語	韓国語	韓国語初級ⅠA（文法）		1		
		韓国語初級ⅠB（会話）		1		
		韓国語初級ⅡA（文法）		1		
		韓国語初級ⅡB（会話）		1		
	インドネシア語	インドネシア語初級ⅠA（文法）		1		
		インドネシア語初級ⅠB（会話）		1		
		インドネシア語初級ⅡA（文法）		1		
		インドネシア語初級ⅡB（会話）		1		
	イタリア語	イタリア語初級Ⅰ		1		
		イタリア語初級Ⅱ		1		
		イタリア語中級Ⅰ		1		
		イタリア語中級Ⅱ		1		
	ドイツ語	ドイツ語初級ⅠA（文法）		1		
		ドイツ語初級ⅠB（会話）		1		
		ドイツ語初級ⅡA（文法）		1		
		ドイツ語初級ⅡB（会話）		1		
スポーツ活動	スポーツ活動A			1		
	スポーツ活動B			1		
総合	特別共同授業A			2		*1または2
	特別共同授業B			2		
	特別共同授業C			2		
	特別共同授業D			2		
	特別共同授業E			2		
	特別共同授業F			2		
	特別共同授業G			2		
	特別共同授業H			2		
	産官学連携授業A			*		
	産官学連携授業B			*		
	産官学連携授業C			*		
	産官学連携授業D			*		
	産官学連携授業E			*		
	産官学連携授業F			*		
	産官学連携授業G			*		
	産官学連携授業H			*		

授 業 科 目 の 名 称		履修方法及び単位数			備 考
		必修	選択	自由	
(文化政策学部科目)					
文化・芸術	音楽文化論		2		
	演劇文化論		2		
	視覚芸術論		2		
	異文化と教育		2		
	社会思想史		2		
	市民社会論		2		
	社会心理学		2		
	劇場芸術論		2		
	デザイン概論		2		
	生体機能論		2		
	世界建築史		2		
	現代デザイン論		2		
政策・マネジメント	文化政策概論		2		
	経営学		2		
	憲法		2		
	ジェンダー論		2		
	多文化共生論		2		
	生涯学習と文化		2		
	地方行政論		2		
	会計学		2		
	都市経営論		2		
	アートマネジメント概論		2		
	NPO・NGO論		2		
	ユニバーサル／インクルーシブデザイン概論		2		
非営利セクターの経営		2			
文化政策と法		2			
情報・リテラシー	社会科学の方法		2		
	フィールドワークの手法		2		
	ファシリテーション技法		2		
	図書館概論		2		
	統計学		2		
	ディベート技法		2		
	情報リテラシー論		2		
	プレゼンテーション技法		2		
	グラフィックデザイン概論		2		
	メディア産業論		2		

授 業 科 目 の 名 称		履修方法及び単位数			備 考
		必修	選択	自由	
観 光	観光学概論		2		
	観光と社会		2		
	グローバル観光論		2		
	観光と地理		2		
	観光ビジネス論		2		
	日本伝統建築		2		
	テキスタイル概論		2		
(芸術文化学科科目)					
学 科 基 礎	芸術文化入門	2			
	芸術表現A		2		
	芸術表現B		2		
	芸術文化基礎A		2		
	芸術文化基礎B		2		
	芸術文化基礎C		2		
	芸術文化基礎D		2		
芸術文化特講	2				
政 策 と マ ネ ジ メ ン ト	芸術文化政策の国際比較		2		
	文化財保護政策		2		
	現代社会と芸術文化		2		
	芸術文化政策の理論		2		
	文化施設の管理と運営		2		
	アートマネジメントA		2		
	アートマネジメントB		2		
アートマネジメントC		2			
文 化 と 芸 術	文化と芸術A		2		
	文化と芸術B		2		
	文化と芸術C		2		
	文化と芸術D		2		
	現代芸術論A		2		
	現代芸術論B		2		
	現代芸術論C		2		
	芸術特論A		2		
	芸術特論B		2		
	芸術特論C		2		
	芸術特論D		2		
	音楽史Ⅰ		2		
	音楽史Ⅱ		2		
	演劇史Ⅰ		2		

授 業 科 目 の 名 称		履修方法及び単位数			備 考
		必修	選択	自由	
文 化 と 芸 術	演劇史Ⅱ		2		
	美術史(西洋)Ⅰ		2		
	美術史(西洋)Ⅱ		2		
	美術史(日本・東洋)Ⅰ		2		
	美術史(日本・東洋)Ⅱ		2		
	鑑賞と批評Ⅰ		1		
	鑑賞と批評Ⅱ		1		
芸 術 運 営 の 実 践	劇場プロデュース論		2		
	舞台運営論		2		
	空間演出総合計画		2		
	展示プロデュース論		2		
	保存と修復		2		
	舞台技術論		2		
	デザイン思考		2		
卒 業 研 究	芸術文化演習ⅠA		1		文明観光学コース を履修しない学生
	芸術文化演習ⅠB		1		
	芸術文化演習ⅡA		1		
	芸術文化演習ⅡB		1		
	芸術文化演習Ⅲ		1		
	芸術文化演習Ⅳ		1		
	卒業論文		4		
	文明観光学演習Ⅰ		1		文明観光学コース 履修生
	文明観光学演習Ⅱ		1		
	文明観光学演習Ⅲ		1		
	文明観光学演習Ⅳ		1		
	卒業論文 (文明観光学)		4		

※「外部検定」(選択科目、各言語1～4単位)

全学科目ー必修外国語ー各言語(英語、中国語、フランス語、ポルトガル語、韓国語、イタリア語、インドネシア語及びドイツ語)の区分または国際文化学科の専門外国語区分のいずれかに配置する。

※「集中語学研修A」「同B」(選択科目、各1単位)、「短期語学留学A」「同B」(選択科目、各2単位)

全学科目ー必修外国語ー各言語(英語、中国語、フランス語、ポルトガル語、韓国語、イタリア語、インドネシア語及びドイツ語)の区分または国際文化学科科目ー専門外国語の区分のいずれかに配置する。

(4) デザイン学部 デザイン学科

授 業 科 目 の 名 称		履修方法及び単位数			備 考
		必修	選択	自由	
(全学科目)					
キャリア形成	導 入	文化芸術体験演習	1		
		学芸の基礎	2		
	情報・データサイエンス	ICTスキル基礎		1	
		デジタル表現基礎	1		
		データサイエンス入門		2	
	キャリアデザイン	キャリアデザイン概論		2	
		キャリアデザイン講座		1	
		キャリアデザイン演習		1	
	実践演習	企画立案演習		1	
		地域連携演習A		1	
		地域連携演習B		1	
		自主課題演習		1	
教養		文学		2	
		心理学		2	
		宗教学		2	
		歴史学		2	
		日本文化論		2	
		文明と観光		2	
		経済学基礎		2	
		現代の国際社会		2	
		社会調査論		2	
		数学概論		2	
		科学技術論		2	
		サステナブルデザイン		2	
		音楽と社会		2	
		芸術と社会		2	
		色彩・形態論		2	
		デザイン史		2	
		哲学		2	
		文化人類学		2	
		静岡学		2	
		ユーラシア文明論		2	
		法と社会		2	
		社会学概論		2	
		情報社会論		2	

授 業 科 目 の 名 称		履修方法及び単位数			備 考
		必修	選択	自由	
教養		人権論		2	
		健康科学		2	
		Japanese Cultural Studies		2	
		映像メディア論		2	
		空間デザイン		2	
		青年心理学		2	
必修外国語	英語	英語中級ⅠA (Speaking and Listening)		1	
		英語中級ⅠB (Reading and Writing)		1	
		英語中級ⅡA (Speaking and Listening)		1	
		英語中級ⅡB (Reading and Writing)		1	
		英語上級ⅠA (Speaking and Listening)		1	
		英語上級ⅠB (Reading and Writing)		1	
		英語上級ⅡA (Speaking and Listening)		1	
		英語上級ⅡB (Reading and Writing)		1	
		マルチメディア英語Ⅰ		1	
		マルチメディア英語Ⅱ		1	
		ビジネス英語Ⅰ		1	
		ビジネス英語Ⅱ		1	
		Online English Studies		1	
	中国語	中国語初級ⅠA (文法)		1	
		中国語初級ⅠB (会話)		1	
		中国語初級ⅡA (文法)		1	
		中国語初級ⅡB (会話)		1	
		中国語中級ⅠA (文法)		1	
		中国語中級ⅠB (会話)		1	
		中国語中級ⅡA (文法)		1	
		中国語中級ⅡB (会話)		1	
		マルチメディア中国語		1	
	フランス語	フランス語初級ⅠA (文法)		1	
		フランス語初級ⅠB (会話)		1	
		フランス語初級ⅡA (文法)		1	
		フランス語初級ⅡB (会話)		1	
	ポルトガル語	ポルトガル語初級ⅠA (文法)		1	
		ポルトガル語初級ⅠB (会話)		1	
		ポルトガル語初級ⅡA (文法)		1	
		ポルトガル語初級ⅡB (会話)		1	

授 業 科 目 の 名 称			履修方法及び単位数			備 考
			必修	選択	自由	
必修外国語	韓国語	韓国語初級ⅠA（文法）		1		
		韓国語初級ⅠB（会話）		1		
		韓国語初級ⅡA（文法）		1		
		韓国語初級ⅡB（会話）		1		
	インドネシア語	インドネシア語初級ⅠA（文法）		1		
		インドネシア語初級ⅠB（会話）		1		
		インドネシア語初級ⅡA（文法）		1		
		インドネシア語初級ⅡB（会話）		1		
	イタリア語	イタリア語初級Ⅰ		1		
		イタリア語初級Ⅱ		1		
		イタリア語中級Ⅰ		1		
		イタリア語中級Ⅱ		1		
	ドイツ語	ドイツ語初級ⅠA（文法）		1		
		ドイツ語初級ⅠB（会話）		1		
		ドイツ語初級ⅡA（文法）		1		
		ドイツ語初級ⅡB（会話）		1		
スポーツ活動	スポーツ活動A			1		
	スポーツ活動B			1		
総合	特別共同授業A			2		*1または2
	特別共同授業B			2		
	特別共同授業C			2		
	特別共同授業D			2		
	特別共同授業E			2		
	特別共同授業F			2		
	特別共同授業G			2		
	特別共同授業H			2		
	産官学連携授業A			*		
	産官学連携授業B			*		
	産官学連携授業C			*		
	産官学連携授業D			*		
	産官学連携授業E			*		
	産官学連携授業F			*		
	産官学連携授業G			*		
	産官学連携授業H			*		

授 業 科 目 の 名 称		履修方法及び単位数			備 考
		必修	選択	自由	
(デザイン学部科目)					
デザイン必修	デザイン概論	2			
	基礎造形（平面）	2			
	基礎造形（立体）	2			
デザイン選択	基礎理論	プロダクトデザイン概論		2	
		匠造形概論		2	
		グラフィックデザイン概論		2	
		映像構成論		2	
		建築デザイン論		2	
		ユニバーサル/インクルーシブデザイン概論		2	
	基礎演習	素材基礎演習		2	
		視覚表現演習		2	
		写真撮影技法		2	
		プログラミング基礎演習		2	
		専門横断演習		2	
	専門理論／専門演習	図学・製図		2	
		建築図学・製図		2	
		デザイン思考		2	
		生体機能論		2	
		製品CAD		2	
		ウェブデザイン		2	
		建築構造		2	
		建築CAD		2	
		建築基礎演習		2	
		現代デザイン論		2	
		くらしと創造		2	
		人間工学		2	
		UXデザイン論		2	
		色彩計画論		2	
		サウンドデザイン		2	
		ゲーム・遊びのデザイン		2	
		ユニバーサルデザイン演習Ⅰ		2	
		プロダクトデザイン演習Ⅰ		2	
		CAD表現技法		2	
		匠造形基礎演習		2	
		素材加工演習		2	
		グラフィックデザイン演習Ⅰ		2	
		アニメーション基礎		2	

授 業 科 目 の 名 称		履修方法及び単位数			備 考
		必修	選択	自由	
デザイン選択	専門理論／専門演習	映像基礎演習	2		
		3DCG演習Ⅰ	2		
		建築空間計画	2		
		構造力学Ⅰ	2		
		日本伝統建築	2		
		インテリアデザイン論	2		
		空間演出計画Ⅰ	2		
		空間演出演習Ⅰ	2		
		空間表現技法	2		
		建築設計演習Ⅰ	2		
		フィッティングデザイン	2		
		ユーザーインターフェース	2		
		インダストリアルグラフィックス	2		
		移動のデザイン	2		
		デザインとマーケティング	2		
		テキスタイル概論	2		
		木のデザイン	2		
		地域産業デザイン	2		
		メディア産業論	2		
		ユニバーサルデザイン演習Ⅱ	2		
		プロダクトデザイン演習Ⅱ	2		
		パッケージデザイン演習	2		
		匠造形演習	2		
		グラフィックデザイン演習Ⅱ	2		
		絵本・イラストレーション演習	2		
		映像技法演習	2		
		サウンドデザイン演習	2		
		3DCG演習Ⅱ	2		
		デジタルコンテンツ演習	2		
		世界建築史	2		
		都市デザイン論	2		
		構造力学Ⅱ	2		
		環境計画	2		
		空間演出計画Ⅱ	2		
		空間演出演習Ⅱ	2		
		木造建築演習	2		
		建築設計演習Ⅱ	2		
		コミュニケーションデザイン論	2		

授 業 科 目 の 名 称		履修方法及び単位数			備 考
		必修	選択	自由	
デザイン選択	専門理論／専門演習	サウンドメディア論	2		
		ファニチャーデザイン	2		
		エンターテインメントデザイン	2		
		インタラクションデザイン	2		
		デザイン英語	1		
		プロダクトデザイン演習Ⅲ	2		
		グラフィックデザイン演習Ⅲ	2		
		UI・UXデザイン演習	2		
		デジタルプレゼンテーション	2		
		映像表現演習	2		
		地域計画論	2		
		ランドスケープ計画	2		
		空間演出総合計画	2		
		建築材料	2		
		設備設計	2		
		建築設計演習Ⅲ	2		
		コンピューターショナルデザイン	2		
		デザインマネジメント	2		
		プロダクトデザインプロセス	2		
		グラフィックナラティブ	2		
		装飾文様論	2		
		絵本論	2		
		インタラクティブプロダクト演習	2		
		建築法規	2		
		構造計画	2		
		建築生産	2		

授 業 科 目 の 名 称		履修方法及び単位数			備 考
		必修	選択	自由	
デザイン選択	学部間共通科目	視覚芸術論	2		
		広報・広告論	2		
		マーケティング論	2		
		劇場芸術論	2		
		都市経営論	2		
		産業遺産と産業史	2		
		経営学	2		
		ルネサンス文化史	2		
		メディア文化論	2		
		美術史（西洋）Ⅰ	2		
		美術史（日本・東洋）Ⅰ	2		
		経営戦略論	2		
		地域ビジネス論	2		
		美術史（西洋）Ⅱ	2		
		美術史（日本・東洋）Ⅱ	2		
		文化と芸術D	2		
総合演習		総合演習Ⅰ	4		
		建築総合演習Ⅰ	4		
		総合演習Ⅱ	4		
		建築総合演習Ⅱ	4		
卒業研究		卒業研究・制作	4		

※「外部検定」（選択科目、各言語 1～4 単位）

全学科目ー必修外国語ー各言語（英語、中国語、フランス語、ポルトガル語、韓国語、イタリア語、インドネシア語及びドイツ語）の区分または国際文化学科の専門外国語区分のいずれかに配置する。

※「集中語学研修A」「同B」（選択科目、各 1 単位）、「短期語学留学A」「同B」（選択科目、各 2 単位）

全学科目ー必修外国語ー各言語（英語、中国語、フランス語、ポルトガル語、韓国語、イタリア語、インドネシア語及びドイツ語）の区分または国際文化学科科目ー専門外国語の区分のいずれかに配置する。

別表Ⅱ 教科及び教科の指導法に関する科目の名称、単位数

教職免許法施行規則に定める科目区分	授 業 科 目 の 名 称	学部教育課程上の履修方法及び単位数			備 考
		必修	選択	自由	
書道	書道			1	
各教科の指導法	国語科教育法Ⅰ			2	
	国語科教育法Ⅱ			2	
	国語科授業法Ⅰ			2	
	国語科授業法Ⅱ			2	
	英語科教育法Ⅰ			2	
	英語科教育法Ⅱ			2	
	英語科授業法Ⅰ			2	
	英語科授業法Ⅱ			2	
	中学校地理歴史科教育法			2	
	中学校地理歴史科授業法			2	
	公民科教育法			2	
	公民科授業法			2	

別表Ⅲ 教育の基礎的理解に関する科目等の名称、単位数

教職免許法施行規則に定める科目区分	授 業 科 目 の 名 称	学部教育課程上の履修方法及び単位数			備 考
		必修	選択	自由	
教育の基礎理論に関する科目	学校教育学			2	
	教職の実際とチーム学校の在り方			2	
	スクールマネジメントの理論と実践			2	
	教育心理学			2	
	特別支援教育概論			1	
	カリキュラム開発とマネジメント論			2	
道徳、総合的な学習の時間等の指導法及び生徒指導、教育相談に関する科目	道徳指導論			2	
	総合的な学習の時間および特別活動の指導法			2	
	教育方法（ICTの活用を含む）			2	
	生徒指導及びキャリア教育			2	
	教育相談			2	
教育実習に関する科目	教育実習A			2	
	教育実習B			2	
	教育実習事前・事後指導			1	
	SUAC教職実践研究			2	

別表Ⅳ 大学が独自に設定する科目の名称、単位数

教職免許法施行規則に定める科目区分	授 業 科 目 の 名 称	学部教育課程上の履修方法及び単位数			備 考
		必修	選択	自由	
	（設定なし）				

別表Ⅴ 司書に関する科目の名称、単位数及び履修方法

図書館法施行規則に定める科目区分	授 業 科 目 の 名 称	学部教育課程上の履修方法及び単位数			備 考
		必修	選択	自由	
(必修科目) ※以下に記載する13科目22単位を全て修得しなければならない					
生涯学習概論	生涯学習と文化		2		文化政策学部科目
図書館概論	図書館概論		2		文化政策学部科目
図書館制度・経営論	図書館制度・経営論			2	
図書館情報技術論	図書館情報技術論			2	
図書館サービス概論	地域情報サービス論		2		文化政策学科科目
情報サービス論	情報サービス論			2	
児童サービス論	児童サービス論			2	
情報サービス演習	情報サービス演習Ⅰ			1	
	情報サービス演習Ⅱ			1	
図書館情報資源概論	図書館情報資源概論			2	
情報資源組織論	情報資源組織論			2	
情報資源組織演習	情報資源組織演習Ⅰ			1	
	情報資源組織演習Ⅱ			1	
(選択科目) ※以下に記載する3科目のうち2科目以上を修得しなければならない					
図書館情報資源特論	学術情報論		2		文化政策学科科目
図書館施設論	図書館施設論			1	
図書館実習	図書館実習			1	

別表Ⅵ 学芸員に関する科目の名称、単位数及び履修方法

博物館法施行規則に定める科目区分	授 業 科 目 の 名 称	学部教育課程上の履修方法及び単位数			備 考
		必修	選択	自由	
以下に記載する15科目29単位を全て修得しなければならない					
生涯学習概論	生涯学習と文化		2		文化政策学部科目
博物館概論	博物館学概論			2	
博物館経営論	博物館経営論			2	
博物館資料論	博物館資料論			2	
博物館資料保存論	保存と修復		2		芸術文化学科科目
博物館展示論	展示プロデュース論		2		芸術文化学科科目
博物館教育論	博物館教育論			2	
博物館情報・メディア論	博物館情報・メディア論			2	
博物館実習	博物館実習			3	
大学任意設定科目	美術史（西洋）Ⅰ		2		芸術文化学科科目
	美術史（西洋）Ⅱ		2		芸術文化学科科目
	美術史（日本・東洋）Ⅰ		2		芸術文化学科科目
	美術史（日本・東洋）Ⅱ		2		芸術文化学科科目
	鑑賞と批評Ⅰ		1		芸術文化学科科目
	鑑賞と批評Ⅱ		1		芸術文化学科科目

別表Ⅶ 日本語教育養成課程に関する科目の名称、単位数

授 業 科 目 の 名 称	学部教育課程上の履修方法及び単位数			備 考
	必修	選択	自由	
日本語教育国内フィールドスタディA			1	
日本語教育国内フィールドスタディB			1	
日本語教育国外フィールドスタディA			2	
日本語教育国外フィールドスタディB			2	
日本語教育実践研修			2	